

鳥取市鹿野そば道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第14号

鳥取市鹿野そば道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市鹿野そば道場の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第209号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	金額
道場利用料	1こね3,240円（1こねの利用人数は、4人までとする。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の鳥取市鹿野そば道場の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の施設の利用に係る料金について適用し、同日前の施設の利用に係る料金については、なお従前の例による。